

議案第 70 号

財産の取得について（追認）

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の追認を求める。

令和 6 年 9 月 19 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | |
|---------------|---|
| 1 財 産 の 内 容 | 小学校教師用教科書・指導書 |
| 2 契 約 の 相 手 方 | 鳥取県境港市上道町 3297 番地
株式会社 今井書店 境港支店
代表取締役 舟木 徹 |
| 3 契 約 金 額 | 27,770,790 円 |
| 4 契約締結の方法 | 随意契約 |
| 5 契 約 日 | 令和 6 年 5 月 1 日 |

(参 考)

事業の概要

1. 件 名 小学校教師用教科書・指導書購入

2. 納入物品

学 校 名		教科書	指導書	☆印本	☆印本指導書	合 計
渡 小学校	通常学級用	47,046	3,111,800	—	—	3,158,846
	少人数指導用	2,238	74,000	—	—	76,238
	特別支援学級用	61,771	1,218,000	—	—	1,279,771
	本体金額合計	111,055	4,403,800	—	—	4,514,855
	消費税額	(非課税)	440,380	—	—	440,380
	税込合計	111,055	4,844,180	—	—	4,955,235
外江 小学校	通常学級用	47,046	3,111,800	—	—	3,158,846
	少人数指導用	2,238	74,000	—	—	76,238
	特別支援学級用	10,424	449,000	—	—	459,424
	本体金額合計	59,708	3,634,800	—	—	3,694,508
	消費税額	(非課税)	363,480	—	—	363,480
	税込合計	59,708	3,998,280	—	—	4,057,988
境 小学校	通常学級用	47,046	3,111,800	—	—	3,158,846
	少人数指導用	2,238	74,000	—	—	76,238
	特別支援学級用	28,716	1,658,500	—	—	1,687,216
	本体金額合計	78,000	4,844,300	—	—	4,922,300
	消費税額	(非課税)	484,430	—	—	484,430
	税込合計	78,000	5,328,730	—	—	5,406,730
上道 小学校	通常学級用	47,046	3,345,600	—	—	3,392,646
	少人数指導用	2,948	107,000	—	—	109,948
	特別支援学級用	14,041	394,000	1,210	1,618	410,869
	本体金額合計	64,035	3,846,600	1,210	1,618	3,913,463
	消費税額	(非課税)	384,660	(非課税)	162	384,822
	税込合計	64,035	4,231,260	1,210	1,780	4,298,285
余子 小学校	通常学級用	42,560	3,008,800	—	—	3,051,360
	少人数指導用	2,596	89,000	—	—	91,596
	特別支援学級用	34,154	1,121,700	—	—	1,155,854
	本体金額合計	79,310	4,219,500	—	—	4,298,810
	消費税額	(非課税)	421,950	—	—	421,950

	税込合計	79,310	4,641,450	—	—	4,720,760
中浜 小学校	通常学級用	47,046	3,111,800	—	—	3,158,846
	少人数指導用	2,238	74,000	—	—	76,238
	特別支援学級用	25,254	673,000	5,911	6,057	710,222
	本体金額合計	74,538	3,858,800	5,911	6,057	3,945,306
	消費税額	(非課税)	385,880	(非課税)	606	386,486
	税込合計	74,538	4,244,680	5,911	6,663	4,331,792
	総合計	466,646	24,807,800	7,121	7,675	25,289,242
	税込総合計	466,646	27,288,580	7,121	8,443	27,770,790

3. 納入場所 市内全小学校

4. 履行期限 令和6年5月31日

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）

（省 略）

（５）

（６） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（７） 不動産を信託すること。

（８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 7 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 9 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 上道 1 号汚水幹線築造工事（6 工区） |
| 2 | 工 事 場 所 | 境港市中野町 |
| 3 | 契約の相手方 | 上道 1 号汚水幹線築造工事（6 工区）
佐藤産業・足立道路特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市外江町 3 6 9 7 番地 1 0
佐藤産業有限公司
代表取締役 佐藤 和雄 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 6 3, 5 7 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約締結の方法 | 条件付一般競争入札（総合評価方式） |

(参 考)

入 札 状 況

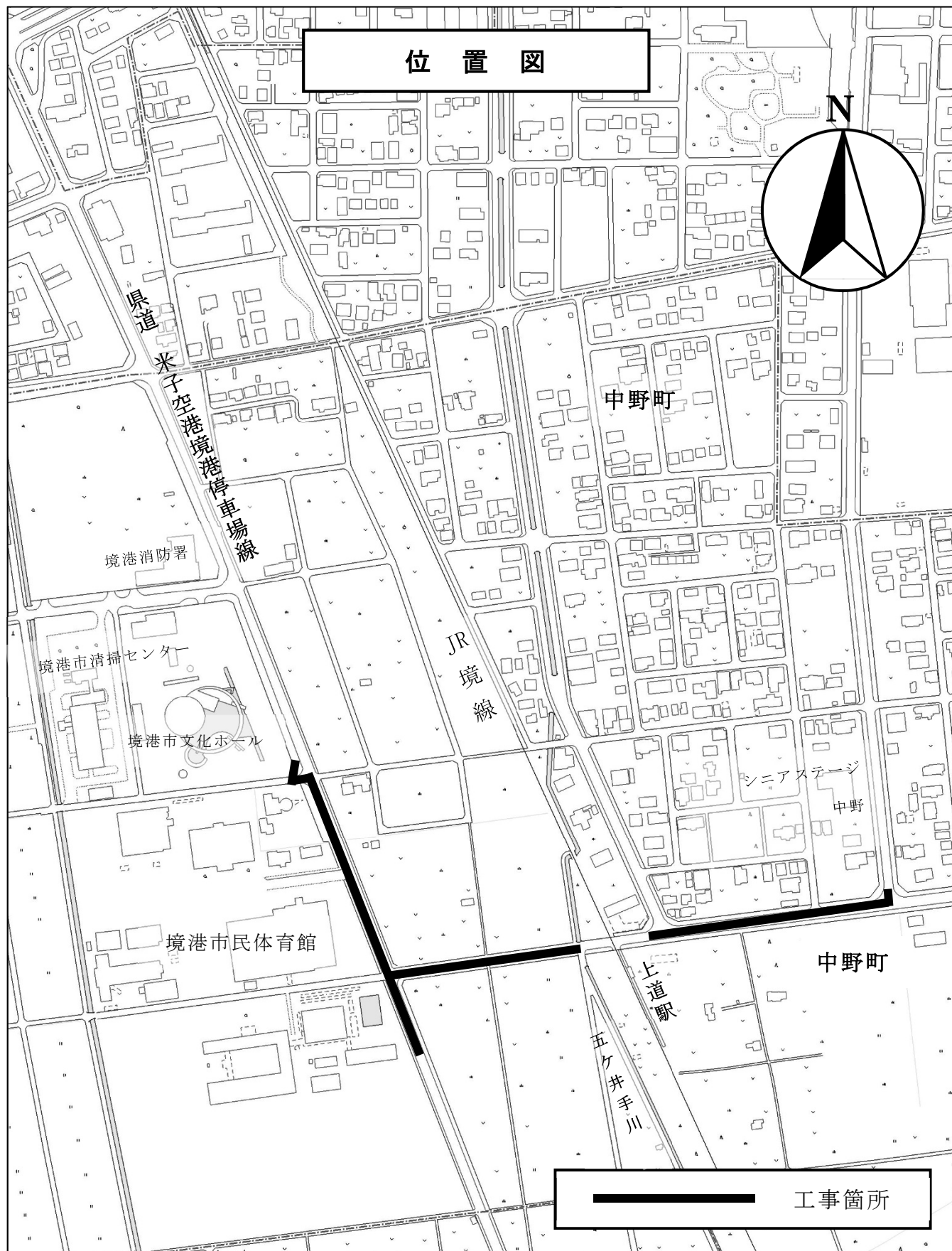
1. 工 事 名 上道 1 号汚水幹線築造工事（6 工区）
2. 入 札 開 札 日 時 令和 6 年 9 月 10 日 午前 10 時 00 分 即時開札
3. 入 札 開 札 場 所 境港市役所 第 1 会議室
4. 工 事 内 容 上道 1 号汚水幹線 6 工区の築造工事
推進工事（汚水） 施工延長 L = 515m
開削工事（汚水） 施工延長 L = 253m
5. 工事完成(予定)年月日 令和 7 年 7 月 23 日
6. 予 定 価 格 等 (入札書比較価格・税抜)
予 定 価 格 178, 193, 400 円 (161, 994, 000 円)
調査基準価格 163, 076, 100 円 (148, 251, 000 円)
失格基準価格 161, 444, 800 円 (146, 768, 000 円)

7. 入 札 状 況

入 札 者 名	入札金額	評価点数	備 考
上道 1 号汚水幹線築造工事（6 工区）角建設・箕矢組特定建設工事共同企業体	148, 252, 000 円	95. 0385 点	
上道 1 号汚水幹線築造工事（6 工区）佐藤産業・足立道路特定建設工事共同企業体	148, 700, 000 円	96. 2207 点	落 札
上道 1 号汚水幹線築造工事（6 工区）コーワ建設・タナカ技建特定建設工事共同企業体	148, 300, 000 円	96. 0576 点	

8. 入 札 開 札 立 会 人 建設部下水道課長 吉田 光寿

(参 考)



(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）

（省 略）

（４）

（５）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。